ID: 360

担当部署: 上下水道部 下水道課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市下水道条例　第18条から第20条まで
例規番号	昭和38年条例第1号

【根拠条文】

（罰則）

第18条　次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)　第4条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者

(2)　排水設備等の新設等を行つて、第5条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかつた者

(3)　第7条の2、第7条の3又は第8条の規定に違反した使用者

(4)　第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出を怠つた者

(5)　第14条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠つた者

(6)　第4条又は第15条の規定による申請書又は書類、第9条又は第10条第1項若しくは第2項の規定による届出書、第12条第2項第3号の規定による申告書又は第14条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第19条　詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第20条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	年　月　日